

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公開番号】特開2005-89465(P2005-89465A)

【公開日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-014

【出願番号】特願2004-269206(P2004-269206)

【国際特許分類】

C 07 C 69/38 (2006.01)

C 07 C 67/08 (2006.01)

C 07 C 69/003 (2006.01)

C 07 C 69/40 (2006.01)

C 07 C 69/42 (2006.01)

C 07 C 69/50 (2006.01)

C 10 M 105/36 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

C 10 N 40/06 (2006.01)

C 10 N 40/13 (2006.01)

【F I】

C 07 C 69/38

C 07 C 67/08

C 07 C 69/003 B

C 07 C 69/40

C 07 C 69/42

C 07 C 69/50

C 10 M 105/36

C 07 B 61/00 300

C 10 N 40:06

C 10 N 40:13

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月26日(2007.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、リモナンアルコールをベースとする新規カルボン酸エステル、その製造方法並びにその用途に関する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

触媒の使用量は、幅広い範囲に及び得る。触媒は、使用されるジカルボン酸を基準として1~10モル%の量で使用することができる。しかし、触媒を更に多量に使用してもそれによる利益が殆どないので、触媒濃度は、使用されるジカルボン酸を基準として、通常

は2～8モル%、好ましくは3～6モル%である。場合によっては個々の場合について予備実験を行うことによって、触媒なしで比較的高温でもしくは触媒を用いて比較的低温で実施するかを決定するのが有利である。